

工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工 事 名：館大排水路改修工事

工事個所：志木市柏町6丁目地内

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存すること。

- 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事
 - ① 土砂を搬入する工事
 - ② 砕石を搬入する工事
 - ③ 加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事
 - ① 建設発生土を搬出する工事
 - ② アスコン塊、コンクリート塊、及び建設発生木材を搬出する工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。

(建設廃棄物の再資源化等)

第4条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設としなければならない。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものである。

2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第

1 項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第 1 項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づき再生資源利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資材の利用)

第 5 条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生密粒度アスコン	(13) -50	車道表層
再生粒度調整碎石	RM-40	上層路盤
再生切込碎石	RC-40	下層路盤
再生砂		フィルター層等

なお、現場から 40km の範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

(法定外の労災保険の付保)

第 6 条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(仮設工の取扱い)

第 7 条 本工事における仮設工の取扱いについては、任意仮設とする。

(その他)

第 8 条 本特記仕様書に定めのない事項等については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

2 本工事は、志木市土木工事及び設備工事における週休 2 日制工事試行要領の対象工事（発注者指定型）である。

なお、試行要領は、志木市ホームページで確認のこと。

工事施工条件明示

工 事 名	館大排水路改修工事
工 事 場 所	志木市柏町6丁目地内
工 期	契約締結日から令和8年3月31日まで
作業時間について	○ 作業時間は8時30分から17時15分までとする。 (昼間作業)
安全対策について	○ 工事看板は、作業範囲の起終点に設置し、「工事中・徐行・ 車両通行止・通行止」等の、規制看板を設置すること。 ○ 交通誘導員は、作業範囲の起終点に各1名配置し、必要 に応じて適正に配置すること。 ○ 工事着手に当たっては、警察と協議し、道路使用許可を 受け、許可条件に従い工事を施工すること。
その他	○ 工事施工内容に変更が必要な場合は、監督員と協議する こと。 ○ 工事を施工する際は、工事設計仕様書に基づき実施する こと。 ○ 工事を施工する機械は、低騒音排出ガス対策型機械にて 実施すること。 ○ 工事完成検査は工期内とする。